関川村人口ビジョン及び総合戦略の計画期間延長について

１．計画期間延長の説明

　　本村において、2015(H27)年12月に策定した「関川村総合戦略」(期間：2015(H27)年度～2019(H31・R1)年度)は、「第６次関川村総合計画」の前期基本計画(期間：2016(H28)年度～2020(R2)年度)の施策を具現化するための一つとして項目別計画に位置づけし、これに基づいて村行政施策の取組を推進しているところですが、国からは、去る2019(R1)年６月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、2020(R2)年度以降の５か年の総合戦略策定に取り組むこと及び、各地方公共団体においても次期地方版総合戦略の策定を進める必要がある旨示されたところです。

　　本村の最上位計画である「総合計画」においては、人口減少に歯止めをかけることを基本構想の将来像説明欄にも記載しており、国が「総合戦略」に求める人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するための４つの基本目標と２つの横断的な目標と非常に関連性が高く、総合計画、総合戦略ともに整合性を高めたうえで、各施策の合理的かつ効果的な推進が必要と考えています。

そこで、本村といたしましては、総合戦略の期間を最上位計画である「第６次関川村総合計画」の2020(R2)年度で満了する前期基本計画期間に合わせ一年延長させ、後期基本計画と次期戦略の始期を統一することといたしました。

この始期の統一につきましては、2019(R1)年12月議会一般質問においても、質問があり、総合戦略の期間を１年延長させ、計画の統一化と合理化を図る旨答弁させていただいたところです。

なお、内閣府からは、「地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむをえない。」と示されていますし、新潟県を通じて再度確認も行っています。

今後も、「総合計画」実現のための項目別計画として、「総合戦略」に施策を明確化し、切れ目のない豊かで住みよい活気ある村づくりを目指します。

図１．関川村の計画と戦略の策定期間イメージ図

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |  |
|  | | | | | | | | | |
| (2006～2015)第5次計画 | | | 第6次総合計画(2016～2025) | | | | | | |
|  | | | 前期基本計画(2016～2020) | | | | | 後期基本計画 | |
|  | | | | | | | | | |
|  | | （現行）戦略 | | | | | 1年延長 | （次期）戦略 | |

　※黄色の部分で、戦略を延長し、計画の始期を統一する。

２．人口ビジョン及び総合戦略期間延長に伴う見直しについて

（１）総合戦略に掲載した施策について

　　①　現行の戦略に掲載されている施策を基本とします。

　　②　2020(R2)年度までに、新たに推進する重点施策及び地方創生に関係する交付金の対象となる事業などについては、必要に応じ随時追加を検討します。

　　③　2019(R1)年度までに目標を達成した、または完了した施策についても掲載し、効果検証を行うこととします。

（２）延長した施策の数値目標・重要業績評価指数（KPI）の設定について

　　①　前期基本計画実現のために設定された目標であることから、現目標値を継続することを基本とします。

　　②　必要に応じて追加する数値目標・KPIについては、前期基本計画の達成のための数値とし、延長する１年分の目標値とします。

　　③　施策効果を踏まえ必要に応じた設定の加除を行うこととします。

　　④　2021(R3)年度以降も継続する新規事業や後期基本計画を見据えたうえで、設定する目標値については、追加することとします。

（３）人口ビジョンについて

　　①　関川村人口ビジョン（2015(H27)年12月発表）で示した通り、2040年に4,151人、2060年に3,400人程度とする人口維持の目標は、変更しません。

　　②　人口ビジョンの変更については、第６次総合計画後期基本計画の策定及び、次期総合戦略の策定に併せて新たに検討することとします。

　　③　人口ビジョンの検討に当たっては、2015(H27)年国勢調査確定値の内容での修正が基本となります。2020(R2)年の10月に実施される国勢調査は、2021(R3)年度９月に確定値が公表されますので、それ以降に再度検討も必要となります。

（４）評価方法

　　①　総合戦略の評価については、各年度において前年度の数値目標・重要行政気評価指数KPIの達成状況を評価することとし、戦略の最終年度である2019(R1)年度終了後の2020(R2)年度に、数値目標・重要業績評価指数KPIの全体の達成状況を評価することにしています。今回の期間延長に伴い全体の達成状況評価を2021(R3)年度に実施することとなりますが、2020(R2)年度に5年間の効果検証を行い、次期戦略に可能な限り反映させることとします。

３．国が総合戦略に求める４つの基本目標と２つの横断的な目標

（１）４つの基本目標

　　①　稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする。

　　②　地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる。

　　③　結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

　　④　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。

（２）２つの横断的な目標

　　①　多様な人材の活躍を推進する。

　　②　新しい時代の流れを力にする。

４．参考資料抜粋

（１）地方版総合戦略策定のための手引き(2015年１月内閣府地方創生推進室)より抜粋

|  |
| --- |
| 6-1　総合計画等と地方版総合戦略との関係  地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。  これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。  　　ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。 |

（２）地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&Aより抜粋

　　　＜2019.3.27 第１期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会(第3回)資料＞

|  |
| --- |
| まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと考えていますが、地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。 |